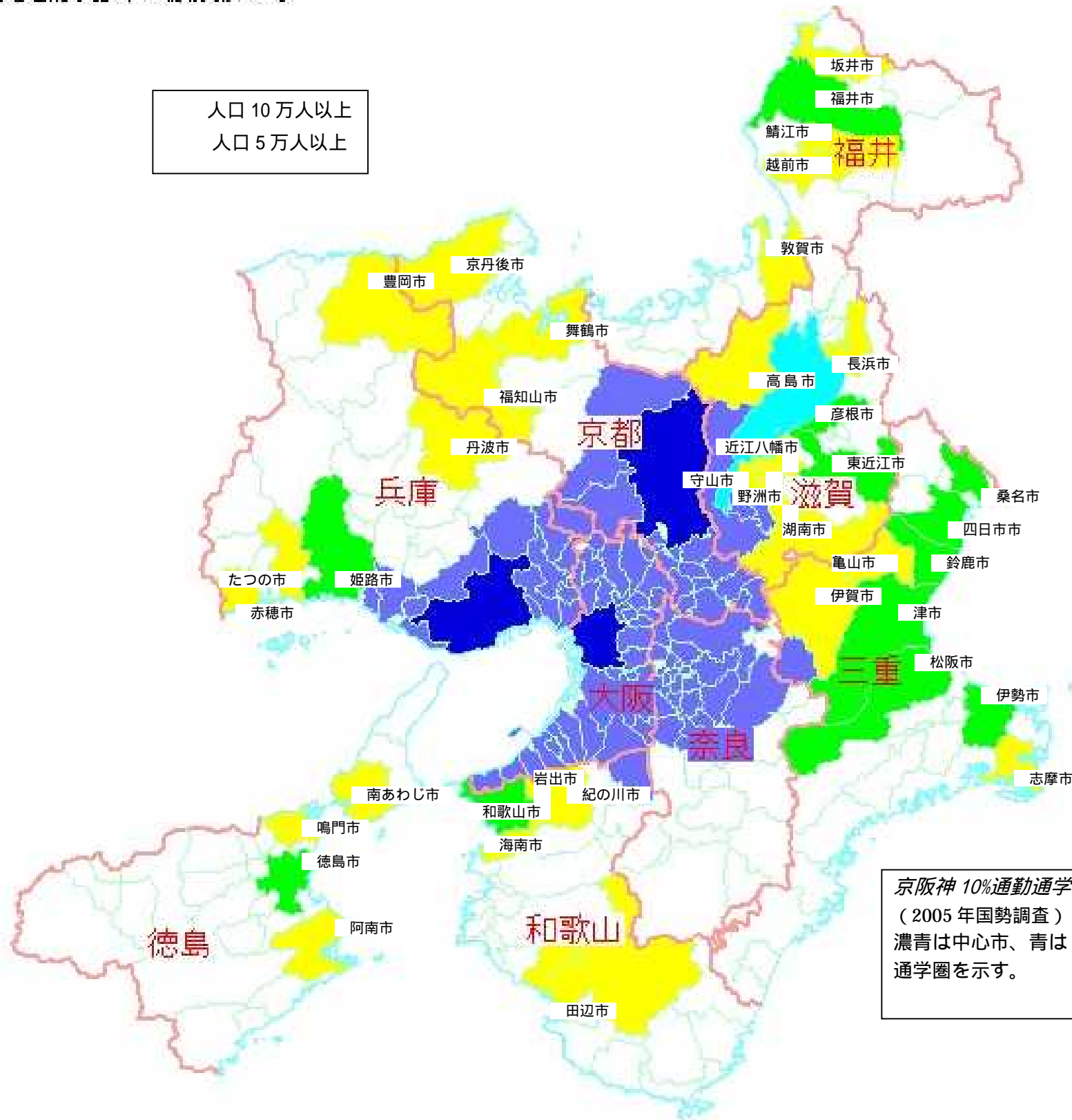


国土地理院承認 平14総複 第149号

(平成 19 年 12 月 1 日現在)

人口 10 万人以上  
人口 5 万人以上



■ は 10 万人以上の都市

府県	市名	人口(人)	府県	市名	人口(人)	府県	市名	人口(人)
福井県	福井市	268,680	滋賀県	彦根市	110,951	兵庫県	姫路市	536,375
	敦賀市	68,169		長浜市	83,556		豊岡市	87,593
	鯖江市	67,481		近江八幡市	69,058		赤穂市	51,322
	越前市	87,192		守山市	74,166		丹波市	69,286
	坂井市	92,454		甲賀市	94,037		南あわじ市	51,056
三重県	津市	289,065	滋賀県	野洲市	49,900	和歌山県	たつの市	81,058
	四日市市	306,660		湖南市	55,187		和歌山市	372,270
	伊勢市	133,638		高島市	53,029		海南市	55,933
	松阪市	169,503	東近江市	117,537	田辺市		80,495	
	桑名市	140,776	京都府	福知山市	80,847		紀の川市	67,208
	鈴鹿市	197,418		舞鶴市	90,562	岩出市	51,812	
	亀山市	50,272		京丹後市	61,006	徳島市	266,390	
	志摩市	56,799				徳島県	鳴門市	62,494
	伊賀市	99,773					阿南市	77,145

注：「10%通勤通学圏」毎日の決まった人の移動に注目した都市圏。周辺市町村の定義は、通勤・通学者数の割合が10%以上としている。当該調査では、大阪市・京都市・神戸市のいずれかへ通勤通学している人が10%を越えている都市圏外にある5万人以上の都市を対象とした。  
【因みに、総務省では、大阪市・京都市・神戸市の3市を中心市とした1.5%都市圏（絶対都市圏）を京阪神大都市圏としている（2000年国勢調査）。範囲は大阪府全域、兵庫県南部、京都府南部、奈良県北部、滋賀県南部、三重県伊賀地方、和歌山県北部に及ぶ。】

京阪神 10%通勤通学圏の範囲  
(2005年国勢調査)  
濃青は中心市、青は10%通勤通学圏を示す。